

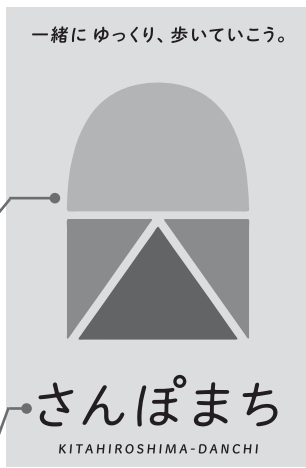
生活 北広島団地地区の愛称が「さんぽまち」に決まりました

問合せ 企画課 (内線3603)

市は、北広島団地地区を活性化するため、平成28年度から地域の子育て環境の良さなどを市内外の子育て世代の方々にPRする、北広島団地イメージアップ事業を展開しています。

この事業の一環として、北広島団地地区の愛称とキャッチコピー、シンボルマークを制作しました。愛称やシンボルマークは、自治会の活動などにも、ぜひご利用ください。詳しくは、問い合わせてください。

Kitahiroshimaの頭文字であるKと、DanchiのDをかたどりしました。窓の外に見える「道・自然・空」をモチーフに、まち全体に優しさや楽しみがあることを表現しています。



「さんぽまち」は、「散歩道」を基に考案したオリジナルの造語です。公園や運動施設、豊かな自然など、まち全体に健やかな生活を支える環境が整っていることを表現しています。

*カラーもあります。

愛称などの制作に関して、以下の方々の協力をいただきました。

- 緑ヶ丘小学校、双葉小学校の児童委員会の皆さん
- 緑陽中学校、広葉中学校の生徒会の皆さん
- 第1住区連合自治会、第2住区・第3住区・第4住区自治連合会の役員の皆さん
- 多世代交流サミット（平成29年8月19日開催）に参加した皆さん
- アンケート調査に協力してくれた皆さん

ご協力ありがとうございました

保健 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

問合せ 保険年金課 (内線2101)

保険料率は、2年ごとに見直されます。納付は個人ごとです。保険料額は、加入者の全員が等しく負担する均等割と、加入者の所得に応じて負担する所得割の合計です。今年度の額は、6月に送付する保険料額決定通知書で確認してください。

平成30・31年度の保険料率と、保険料の計算方法

1年間の保険料 限度額62万円 (57万円) = 均等割 1人当たりの額 50,205円 (49,809円) + 所得割 所得に応じた額 {前年中の所得-33万円} × 10.59% (10.51%)

* () 内は、平成28・29年度の数字です。

保険料を計算するときの所得は…

税金の計算などでいう課税所得とは異なります。前年の収入から、必要経費として公的年金等控除額や給与所得控除額などを引いたもので、社会保険料控除や医療費控除、配偶者控除などの所得控除をする前の額です。遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。

保険料の軽減

対象となる方には、軽減後の保険料で保険料額決定通知書を送付します。手続きは必要ありません。

◆均等割の軽減

加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者でない世帯主の所得も、判定の対象になります。

世帯主の所得 + 世帯の加入者全員の所得		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下	加入者全員が年金収入80万円以下で、ほかの所得がない場合	9割	5,020円
		8.5割	7,530円
33万円 + (27万5,000円 × 世帯の被保険者数) 以下		5割	25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数) 以下		2割	40,164円

◆社保などの健康保険の扶養になっていた方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに社保などの健康保険の扶養になっていた方は、均等割が5割軽減され、所得割はかかりません。また、所得の状況により均等割の9割または8.5割軽減に該当する場合があります。

◆所得割の軽減

特例期間が終了したため、所得割2割軽減に該当していた方の軽減が、今年度からなくなります。